

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5 ハウス上野の山 206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

## 労働法、民法など改正事項再確認

過去の事務所ニュースでお知らせした労働法など改正項目を再確認の為、再度お知らせします。

### 1 令和 2 年 4 月 1 日から施行

○令和 2 年 4 月 1 日の民法改正により賃金の請求権の消滅時効期間は 2 年間から当分の間 **3 年間** になりました。時効が 3 年になり未払い残業があった場合、金額も増え労働者側からの訴訟が多くなると思いますので、ご注意ください。

○令和 2 年 4 月 1 日より **中小企業**(大企業は平成 31 年 4 月から実施)の**時間外労働の上限規制が始まっています**。時間外労働上限は原則月 45 時間、年 360 時間、特別な事情での上限は、時間外労働で年間 720 時間以内、時間外労働と休日労働を含み 1 ケ月あたり 100 時間未満、2~6 ケ月平均で 80 時間以内。

○令和 2 年 4 月 1 日より大企業(**中小企業は令和 3 年 4 月から実施**)は同一労働同一賃金により正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の解消を目指す取り組みが始まっています。

○昨年平成 31 年 4 月からの年次有給休暇年 5 日取得義務が始まり 1 年たちました。社員の方の**個別の有休休暇管理の徹底**をお願いします。

### 2. 令和 2 年 6 月 1 日から施行

○パワハラ防止措置が義務化(**中小企業は、令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務・令和 4 年 4 月 1 日から義務**)になります。

## 令和 2 年度 労働保険年度更新について(申告・納付期間は流動的)

**個別の労働保険年度更新**に関する令和 2 年度の労働保険料(労災保険料と雇用保険料)の**申告・納付期間は 6 月 1 日(月)から 7 月 10 日(金)※予定まで**(事務組合の申告締切は遅くとも 5 月中旬頃まで)となっています。**令和元年度(4 月~3 月)の給与・賞与データの整理準備をお願いします。**

**ただ、新型コロナの影響で、期間が変更になる可能性がありますのでご注意ください。**

この申告・納付の手続きが遅れると、「追徴金」や「延滞金」が課せられる場合がありますので、期限内に手続きをお済ませください。なお、集計に入る前に留意すべき事項を以下、幾つかまとめてみました。

### ●対象者

ア)派遣社員

労災・雇用保険の申告は**派遣元**で行う必要があります。

イ)出向者

労災保険の申告は**出向先**で、雇用保険は**出向元**でそれぞれ行う必要があります。

ウ)兼務役員

**従業員給与分のみ**労災・雇用保険料、一般拠出金の対象となります。

なお、労災保険率、雇用保険率、一般拠出金率に関しては、昨年度から変更ありません(一般拠出金率は業種を問わず一律 1000 分の 0.02)。

## 雇用調整助成金拡充

新型コロナ感染に対する緊急事態宣言を受けて、休業する事業主の方は、社員の雇用維持に対して雇用調整助成金(売上高または生産量などが4月以降、前年同月比 5%以上減少)を活用できます。

雇用調整助成金の詳細は下記のとおりです。

1. 休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。  
対象労働者1日あたり **8,330 円が上限**になります。  
**窓口は事業所の管轄のハローワーク**になります。
2. 令和2年4月1日から6月30日まで緊急対応期間の休業等に対して助成内容や対象を大幅に拡充しています。**(中小企業-3月までは 2/3。4月以降は 4/5、解雇等を行わない場合 9/10)**
3. 新規学卒採用者等も対象になっています。
4. 雇用保険被保険者でない労働者のうち週20時間未満のパート・アルバイト等の労働者も休業の対象とします。
5. **具体的な申請手続については、「雇用調整助成金ガイドブック(簡易版)令和2年4月24日現在」**  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625731.pdf>
6. **申請様式は「雇用調整助成金の様式ダウンロード(新型コロナウイルス感染症対策特例措置用)」**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html)
7. **雇用調整助成金 FAQ(4月27日現在版)**  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625730.pdf>
8. **令和2年4月25日に発表した雇用調整助成金の特例措置更なる拡充については、5月上旬を目途に発表します。**  
「①.休業手当の支払率 60%超の部分の助成率を特例的に 10/10 とする。  
②.①のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 10/10 とする。  
③.令和2年4月8日以降の休業等に遡及」

## 9. 雇用調整助成金問い合わせ先

ハローワーク助成金事務センター

**03-5337-7418 受付時間 8:30~17:15(平日)**

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金  
コールセンターの連絡先

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00(毎日)

幾分申請が簡易になりましたが厚生労働省は不正受給を排除するためにも厳密な審査は行うとのことですので、ご注意下さい。

## 持続化給付金(法人 200万円)の詳細

新型コロナ感染拡大により特に影響を受ける事業所に対して事業の継続を下支えし、再起の糧として事業全般に広く使える給付金です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

持続化給付金の詳細は下記のとおりです。

1. **給付額 法人** (資本金10億円以上の大企業を除き)  
**200万円(上限)**  
**個人事業者 100万円(上限)**  
ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
2. **支給対象** 新型コロナウイルス感染症の影響によりひと月の売上が前年同月比で **50%以上減少**している事業者
3. **申請書類** ①確定申告書類の控え  
②売上減少となった月の売上台帳の写し  
③通帳の写し  
④身分証明書の写し(個人事業者)  
\*詳細は顧問税理士さんなどへ確認願います。
4. **申請、給付時期** 補正予算成立後、1週間程度で申請受付
5. **相談ダイヤル 中小企業金融・給付金相談窓口**  
**0570-783183**  
**受付時間 9:00~19:00(平日・休日)**